

事 務 連 絡

令和2年(2020年)10月28日

診療・検査医療機関の設置者 様

滋賀県健康医療福祉部長

( 公 印 省 略 )

### PCR等検査機器設備整備事業の実施について

平素は本県の保健医療行政の推進に御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本県では、今冬の新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行に備え、発熱等の症状のある人が地域の身近な医療機関で迅速に必要な診療・検査を受けられる体制の整備に取り組んでいます。

今後、検査を各医療機関で実施されることも想定されますので、その際にご活用いただける標記補助金交付要綱を制定していますので、今年度当該補助事業を活用される場合には、別紙を御参照いただき、期日までに事業計画書を提出いただきますようお願いいたします。

なお、当該事業の予算に限りがあるため、補助金の対象となる費用について全額を交付できないこともありますので、ご承知おきください。

滋賀県健康医療福祉部医療政策課

感染症対策室 担当：高木、井上

TEL：077-528-3586 FAX：077-528-4866

E-mail：coronataisaku11@pref.shiga.lg.jp

## PCR検査機器等設備整備の実施について

1. 提出期限 令和2年11月11日（水）
2. 提出資料 ①様式第1号の別紙1「経費所要額調」  
②様式第1号の別紙2-1「事業概要」  
③参考資料（製品カタログ、見積書等）
3. 留意事項
  - 当該事業は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用し実施する事業であることから、令和2年4月1日以降に実施するものを対象とします。
  - 補助金交付要綱第3条に記載があるとおり、当該事業を活用される医療機関におかれましては、以下の事項に留意願います。
    - (1) 滋賀県より感染症法に基づく行政検査の依頼があった場合に、迅速かつ確実に検査を実施できる体制を確保すること。
    - (2) 「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて」（令和2年3月4日健感発0304第5号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）に基づき、滋賀県と委託契約を締結すること。
      - ※ 行政検査の委託契約について、納品完了後に手続を行う予定
  - 各様式の電子媒体を希望される場合は、下記までメールを送ってください。電子媒体を添付のうえ返信します。

メールの表題は「PCR検査機器等設備整備費補助金様式送付について」とし、本文に医療機関名・担当者名を記入願います。

<担当連絡先> 滋賀県健康医療福祉部医療政策課感染症対策室 高木、井上

TEL：077-528-3586 FAX：077-528-4866

E-mail：coronataisaku11@pref.shiga.lg.jp
  - 予算に限りがあるため、補助金の対象となる費用について、全額を交付できないことがあります。

## P C R 検査機器等設備整備事業費補助金交付要綱

### (通則)

第1条 知事は、新型コロナウイルス感染症への対応として、県内医療機関等がP C R検査等を実施するための必要な設備整備について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助の目的)

第2条 この補助金は、滋賀県内でP C R検査等を必要とする者が検査を受けられる体制を整備することを目的とする。

### (補助対象)

第3条 補助の対象は、第2条に定める目的をもって事業を実施する県内医療機関等とする。

なお、当該事業を実施する医療機関等は、以下の事項に留意すること。

- (1) 滋賀県より感染症法に基づく行政検査の依頼があった場合に、迅速かつ確実に検査を実施できる体制を確保すること。
- (2) 「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて」（令和2年3月4日健感発0304第5号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）に基づき、滋賀県との委託契約を締結すること。
- (3) 県内の他医療機関等からP C R検査等の依頼があった場合に検査に協力すること。

### (補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、第2条に定める目的に基づき、県内医療機関等が実施する設備整備事業とする。

### (補助金の額)

第5条 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

- (1) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基 準 額	2. 対 象 経 費
<p>右記の設備 1 台あたり</p> <p>11,400千円</p> <p>※ただし、一体的に 利用する備品の購入等 に要する経費も含む。</p>	<p>次の設備を整備するために要する経費（使用料 および賃借料、備品購入費）</p> <p>① 次世代シーケンサー</p> <p>② リアルタイムPCR装置 （全自動PCR検査装置を含む）</p> <p>③ 等温遺伝子増幅装置</p> <p>④ 全自動化学発光酵素免疫測定装置</p> <p>※その他検査に必要不可欠で、上記検査装置と 一体的に利用する備品の購入等に要する経費も 含む。</p>

（交付申請）

第 6 条 規則第 3 条に規定する補助金の交付申請は、別紙様式第 1 号による申請書を、同申請書に記載する関係書類を添えて知事が別に定める日までに提出するものとする。

（交付の条件）

第 7 条 規則第 5 条に規定する条件は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- （2） 事業を中止または廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- （3） 事業が予定の期間内に完了しない場合または事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- （4） 事業により取得し、または効用の増加した価格が単価 50 万円（民間団体にあつては 30 万円）以上の機械、器具およびその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、または取り壊してはならない。
- （5） 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部または一部を県に納付させることがある。
- （6） 事業により取得し、または効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- （7） 事業に係る証拠書類等の管理については、収入および支出を明らかにした帳簿を備え、事業にかかる歳入および歳出について証拠書類を整理し、かつ、当

該帳簿および証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止または廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、または効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、または補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- (8) 事業完了後に、消費税および地方消費税の申告により、当該補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、別紙様式第4号により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

- (9) 当該補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

#### (変更申請)

第8条 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更する場合には、別紙様式第2号による申請書を、同申請書に記載する関係書類を添えて、速やかに提出するものとする。

#### (実績報告等)

第9条 規則第12条に規定する実績報告は、別紙様式第3号による報告書を、同報告書に記載する関係書類を添えて、事業完了後1月以内または翌年度4月10日のいずれか早い日までに知事に提出するものとする。

#### (標準事務処理期間)

第10条 標準事務処理期間は次のとおりとする。

- (1) 規則第4条の規定による補助金等の交付決定は、規則第3条の規定による申請があった日から起算して30日以内に行うものとする。
- (2) 知事は、補助金の変更交付申請があったときは、申請書を受理した日から起算して14日以内に変更交付決定を行うものとする。
- (3) 規則第13条の規定による額の確定は、第9条の規定による実績報告があった日から起算して30日以内に行うものとする。

#### (検査)

第11条 知事は、補助事業者に対して、必要に応じて事業の実施にかかる資料の提供等の協力を求めることができるものとする。また、補助金等にかかる予算の適正な執行

を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して実地に検査をすることができる。

(付則)

この要綱は、令和2年8月5日から施行し、令和2年度の補助金について適用する。  
なお、令和2年4月1日以降の事業に適用する。